

議案第 1 1 号

平成 3 0 年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業
特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

平成 3 0 年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 2, 3 5 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 5, 6 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 3 1 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		1	5	6
	1 手数料	1	5	6
2 繰入金		139,997	△32,363	107,634
	1 一般会計繰入金	139,997	△32,363	107,634
歳入合計		188,000	△32,358	155,642

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		183,636	△30,900	152,736
	1 事業費	183,636	△30,900	152,736
2 公債費		4,297	△1,458	2,839
	1 公債費	4,297	△1,458	2,839
歳出合計		188,000	△32,358	155,642

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	大門下野田特定土地区画整理事業	78,944